

## 不可欠な経費内訳書&労務費ダンピング調査QA

(不可欠な経費内訳書とは、入契法第12条における「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書」をさす)

### 【全般】

1 不可欠な経費内訳書の提出、労務費ダンピング調査の根拠は？

→不可欠な経費内訳書は、入契法第12条に定めがある入札時に提出しなければならない書類である。また、公共工事を問わず、建設業法第20条に定めがある作成が求められているものである。

労務費ダンピング調査は、入契法第13条に定めがある“公共工事の入札に係る申込みの際に提出する入札金額の内訳を記載した書類の内容の確認その他の必要な措置”として、国がガイドラインを示し、地方自治体にも実施を求めているものである。

2 不可欠な経費内訳書の提出、労務費ダンピング調査の対象工種は？

→入契法の対象となる入札を行い、かつ工事請負契約書を用いて契約する全ての建設工事が対象である。そのため、業務委託契約書を用いて契約する業務（測量や調査、草刈等）は対象外となる。

### 【不可欠な経費内訳書】

1 労務費の内容は？

→労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）P50 QAのとおり

Q2-3 「労務費ダンピング調査」で対象とする労務費の範囲は？

A2-3 労務費は、公共工事設計労務単価の考え方に準拠することとしており、具体的には以下の①から④が該当します。

- ①基本給相当額（基本給、出来高給）
- ②各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）
- ③臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）
- ④実物給与（通勤用定期、食事の支給）

2 労務費とは、工事費内訳書のどの項目を積み上げればよいのか？

→国ガイドラインP12～14 表3工事内訳書へ記載する内容 に考え方が示されている。

なお、労務費を含め個々の積算方法については回答しない。

3 官積算では、労務費をどのように計算しているのか？労務費の一般的な積算方法について情報公開請求したい。

→労務費を含め個々の積算方法については回答しない。

なお、労務費を含め、不可欠な経費内訳書に記載する事となった材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生費（以下「各経費」という。）に関する一般的な計算方法について、国ガイドライン以外に国から示されたものはなく、県にない。（情報公開に対応する該当資料はない）

4 国ガイドライン P12 には、「当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。」と記載されている。労務費の計算は、この方法で良いか？実行予算を記載すべきか？

→国ガイドライン基づくもの、又は各企業の実行予算を記載することで構わない。

5 不可欠な経費内訳書の計算をどのようにチェックするのか？

→国ガイドラインに準じて、適切に計上されているかを確認する。

なお、国ガイドラインに示されているとおり、現時点で、各経費を個別に調査することはない。但し、各経費について、一般常識で考えられる範囲を逸脱する数字の記載を認めるものではない。（労務費 1 千円など）

6 不可欠な経費内訳書の提出がなければ、どうなるのか？

→入契法に基づく法定の内訳書であり、労務費ダンピング調査を実施する令和 8 年 7 月 1 日以降の入札公告・通知案件では、不可欠な経費内訳書の提出がなければ有効な内訳書ではないと判断されるため、その者の入札は無効となる。

なお、労務費ダンピング調査実施前となる令和 8 年 6 月 30 日以前の入札公告・通知案件では、不可欠な経費内訳書の提出は任意である。

7 不可欠な経費内訳書について、県から示されている Excel ファイルの使用は必須か？自社の積算システムを用いた工事費内訳書では、内訳書の最後に記載する仕様になるが、これの提出でも構わないか？

→項目に漏れがないよう県から提示している Excel ファイルの使用を推奨している。なお、金抜き設計書と不可欠な経費内訳書の項目を確実に全て網羅していれば、県から提示している Excel ファイルの形式・様式に限るものではない。

8 入札公告では、金抜き設計書として PDF ファイルと Excel ファイルが添付されるが、双方に不可欠な経費内訳書が追加されるのか？

→システムに制約があり、PDF ファイルでは様式が追加できず、Excel ファイルのみ様式を追加している。入札公告・通知に添付される Excel ファイルを使用又は参照されたい。

9 土木工事と建築工事では、不可欠な経費内訳書の様式が異なるのか？

→国ガイドラインの P15～16 に示されているように、土木工事と建築工事では、法定福利費の事業主負担額などの項目で工事内訳の記載区分が異なることから、各々の様式を用意

している。入札公告・通知に添付する Excel ファイルを使用又は参照されたい。

10 土木工事と建築（設備）工事を合併するものでは、不可欠な経費内訳書の様式は、どちらの様式を使用すれば良いか？

→土木工事部分は土木工事用様式に、建築（整備）工事部分は建築工事用様式に記載し、両方の様式を提出することで構わない。また、県から提示している Excel ファイルの形式・様式によらず、両工事の各経費を合算・集約したものを提出することでも構わない。

### 【労務費ダンピング調査】

1 調査を実施する対象工事は？

→令和8年7月1日入札公告・通知分より、入札対象となる全ての建設工事が対象である。

2 不可欠な経費内訳書の提出が、積算単価の適用される月から対象となれば、令和8年6月30日迄の入札公告に不可欠な経費内訳書が添付される案件もあると想定される。その案件では労務費ダンピング調査を実施するのか？

→入札公告に不可欠な経費内訳書の様式が添付されていても、令和8年6月30日迄に入札公告・通知した案件では、労務費ダンピング調査を実施しない。

また、労務費ダンピング調査前となる令和8年6月30日迄に入札公告・通知した案件では、不可欠な経費内訳書の提出は任意である。

3 入札時に提出する工事費内訳書は、入札額と一致したものとする必要があるか？

→工事費内訳書の扱いは、従前と変わらず、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するために確認するものであり、入札額との一致までは求めている。

4 労務費ダンピング調査の方法は？

→国ガイドラインに準じて、県で労務費ダンピング調査実施要領を定め、実施する。

実施方法は、入札時に提出された工事費内訳書について、落札候補者の直接工事費が、一定水準以上かの確認を行う。

一定水準は、直接工事費（最低制限価格等の算定式における直接工事費※）の官積算額に係数（0.97）を乗じたものとする。

落札候補者の工事費内訳書に記載された直接工事費から“最低制限価格等の算定式で算定した直接工事費”として算定した金額が、一定水準を下回った場合に、理由の確認を行う（国ガイドラインと同じ）。

※ 県 HP「入札参加のご案内（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係）」における「建設工事等の入札に係る最低制限価格等の算定式」別紙参照

（ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/documents/061001sai%20tei%20sei%20gen.pdf> ）

(計算例)

- ・一般土木工事の場合

直接工事費=100万円

$$\begin{aligned} \rightarrow \text{一定水準} &= (\text{「最低制限価格等の算定式」における直接工事費}) \times 0.97 \\ &= \text{直接工事費} \times 0.97 = 97 \text{万円} \end{aligned}$$

- ・建築工事、建築設備工事の一般工事の場合

直接工事費=100万円

$$\begin{aligned} \rightarrow \text{一定水準} &= (\text{「最低制限価格等の算定式」における直接工事費}) \times 0.97 \\ &= (\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 = 87.3 \text{万円} \end{aligned}$$

5 労務費ダンピングの調査ならば、直接工事費ではなく、不可欠な経費内訳書の労務費と、官積算の労務費を比較すべきではないか？

→国ガイドライン P33 にその方法も示されているが、国から一般的な労務費の積算方法が示されていないため、直接工事費が一定水準以上であるか確認する方法としている。

6 提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準以下とされ、労務費ダンピング調査の対象となった場合、理由書には、何を記載すれば良いか？

→国ガイドライン P34 に判断事例が示されているので、県では、これを参考にする。

7 理由書の提出が無い又は提出を拒んだ場合、どうなるのか？

→入札公告共通仕様書に示されているとおりに当該入札は無効となることから、次点の者が落札候補者となり、その者に対して労務費ダンピング調査を実施する。